

年金者何でも相談（年金者しんぶん第320号）

Q 私は今62歳ですが、夫が亡くなり、遺族年金を受給しています。60歳からそれまで支給されていた私の厚生年金は止まってしまいました。私が65歳になったら、年金の支給の形はどう変わるのでしょうか。

A あなたは現在、年額92万8341円の遺族厚生年金と年額58万5100円の加算（中高齢寡婦加算）、合わせて151万3441円の遺族年金を受給しています。65歳前は遺族年金と老齢年金とはどちらか選択ですので、あなたの老齢厚生年金年額14万5350円の支給はストップ（支給停止）します。

ご質問のあなたが65歳になった場合は、今度はご自分の老齢厚生年金年額14万5445円と老齢基礎年金年額78万100円とが優先的に支給されます。ところが、遺族厚生年金はご自分の老齢厚生年金の金額だけ減らされ、年額78万2896円となります。

それだけではなく、加算のほうも、3万9030円（昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの方、この加算を経過的寡婦加算と言います。）に減額されます。合計すると、年額174万7471円、月額にして14万5622円となります。

結局、ご自分の老齢厚生年金はあっても、遺族厚生年金からその分だけ減額されてしまい、かつ、老齢基礎年金は全額支給でも、加算が減額されます。（昭和31年4月2日以後生まれの方は0円）65歳になる前に、年金事務所に相談しましょう。（年金額はここではすべて2016年度の金額にしています。）

2016年9月5日 （年金相談室 小林 善雄）

年金者何でも相談（年金者しんぶん第319号）

Q 今年7月1日から国民年金保険料の納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大したと聞きました。全額免除申請と納付猶予申請とは何が違うのでしょうか。

A 国民年金保険料を納めるのが経済的に困難な場合、申請が承認されれば保険料を全く納付しなくてもよい点で全額免除も納付猶予も同じです。また、承認される所得の目安も単身の場合57万円、扶養親族がいる場合、 $\{(扶養親族の数+1) \times 35万円\} + 22万円$ と双方とも同じです。両者の違いは、猶予申請の場合、本人、配偶者それぞれの前年の所得が上記基準以下としているのに対し、全額免除申請は本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準以下としている点です。つまり、納付猶予は本人と妻以外に親が世帯主の場合、親の所得が高くても本人と妻のみの所得で判断される点で認められ易くなっています。

次に、全額免除も納付猶予も、承認された期間は年金を受けるのに必要な25年の受給資格期間に数えられる点で共通ですが、全額免除承認期間は追納しなくても納付した場合

の2分の1の年金額が支給されるのに対し、納付猶予は追納しない場合は年金額には全く反映されません。(この点は学生納付特例も同じです。) 両制度共に、10年以内であればあとから保険料を納めることができます。この制度を保険料の追納制度といいます。

また、両制度共に、過去2年までさかのぼって申請できるようになりました。保険料を払えない場合、年金事務所に相談しましょう。

2016年8月5日 (年金相談室 小林 善雄)

年金者何でも相談 (年金者しんぶん第319号)

Q 5月号の「年金者何でも相談」の記事の中にカラ期間(合算対象期間)という言葉が出ていますが、もう少し詳しく説明して下さい。

A 国民年金法は保険料を納めた期間(保険料納付済期間)と免除が認められた期間(保険料免除期間)とを合わせた期間が25年以上ある者が65歳になったとき、老齢基礎年金を支給すると規定しています。しかしながら、保険料納付済期間、保険料免除期間およびカラ期間(合算対象期間)を合わせて25年以上になる者も、25年の納付要件を満たすものとみなす、としています。

厚生年金保険の加入者の被扶養配偶者は今は国民年金の第3号被保険者ですが、1986年3月以前は国民年金の強制加入の被保険者ではなく任意加入でした。つまり、加入しなくてもよいとされたのです。しかし、未加入期間が長いと年金を受けられないおそれが出てくるため任意未加入期間をカラ期間(合算対象期間)としました。

このように、カラ期間(合算対象期間)は保険料を納めた期間ではないので、年金額には結び付かないが、25年の受給資格の計算には加えてよい期間です。学生(夜間制、通信制を除く)は1991年3月までは国民年金の任意加入でした。1961年4月から1991年3月までの学生であって国民年金に加入しなかった期間もまたカラ期間(合算対象期間)となります。他にもありますので、年金事務所で確認してもらいましょう。

2016年7月5日 (年金相談室 小林 善雄)